

公務員共済の老齢厚生年金の受給権をお持ちの方へ

公務員共済組合の年金受給権者が、当共済組合広島支部の一般組合員（公務員共済の年金制度加入者）として、再就職した場合は、所属所を通じて「年金受給権者再就職届書」を提出してください。

また、退職（任期満了）等により、一般組合員の資格を喪失する際は、老齢厚生年金「改定」請求書（以下「請求書」という。）を提出してください。

この請求書は、既に決定している「公務員共済組合の年金額」に「一般組合員期間」及び「標準報酬月額」、「賞与」等を加味して、新たに年金額を決定するとともに、年金の支給停止を解除するために必要な書類です（この手続を「退職改定」といいます。）。該当する方は、「退職改定」に必要な書類を送付しますので、当共済組合広島支部へ連絡してください。

※ この手続は、公務員共済組合の「老齢」を事由とする年金受給権者のみ必要
（「遺族」及び「障害」を事由とする年金受給権者は、手続不要）

＜年金改定請求手続＞

（例）Aさん（昭和33年9月8日生まれ）→60歳定年退職後、再任用フルタイム勤務（一般組合員）
→令和4年度末（令和5年4月1日）に一般組合員資格喪失

- ・ 令和3年9月7日（63歳の誕生日前日に年金の受給権発生）
- ・ 令和3年10月20日（特別支給の老齢厚生年金請求手続済）
- ・ 令和5年3月31日退職（令和5年4月1日に一般組合員資格喪失）
- ・ 令和3年9月から令和5年3月までの一般組合員期間、標準報酬月額、賞与を加味して、再度、年金額を決定

※ 令和5年6月中旬に当共済組合本部（東京）から「年金額改定通知書（退職による決定）」に「在職停止中」と記載した書類が届く場合がありますが、退職改定の事務処理が済み次第、改定後の金額を明記した「年金額改定通知書（退職による改定）」が届きますので、御確認ください。

※ 改定処理完了後の年金は、退職後、概ね5～6か月後に送金されます。
（詳細は、次頁の「退職改定フロー図」参照）

特別支給の老齢厚生年金を未だ請求していない方へ

年金は、自身の支給開始年齢に到達した時点で請求することとされています。

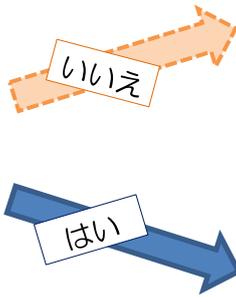
年金の支給開始年齢に到達している方で、請求していない方は、退職後（一般組合員資格喪失後）の年金を速やかに受け取るためにも早めの手続をお願いします。

老齢厚生年金の繰下げ（未請求含む）をされている方へ

65歳到達時に特別支給の老齢厚生年金の受給権が消滅し、老齢厚生年金の受給権が発生します。65歳から老齢厚生年金を受給せず、繰下げ（未請求含む）状態で一般組合員資格を喪失される場合は、退職改定は行われません。その際は、所属所を通じて「退職届書」を提出してください。

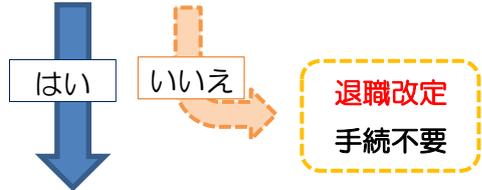
〔退職改定フロー図〕 (令和4年4月1日現在)

生年月日が S34.4.1 以前の方ですか？

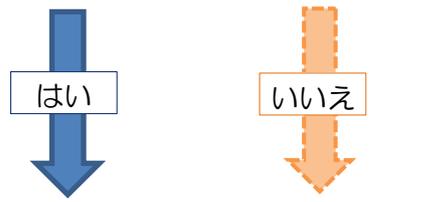


退職改定 手続不要
※ただし、繰上げ請求している方は手続が必要

老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）の受給権者（未請求者含む）ですか？



今年度中に任期満了等により **一般組合員**の資格を喪失する予定ですか？



必要書類を送付しますので、**広島支部へ連絡してください**

退職改定 手続不要

☆ **特別支給**の老齢厚生年金支給開始年齢「一覧表」

	生 年 月 日	支 給 開 始 年 齢
1	昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日	60 歳
2	昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	61 歳
3	昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日	62 歳
4	昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日	63 歳
5	昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	64 歳
6	昭和 36 年 4 月 2 日以降	65 歳

※ 公務員共済組合が支給する年金の**支給開始年齢**は、男女共通



【用語】

- 受給権者・・・年金の支給開始年齢に到達している者
- 特別支給の老齢厚生年金・・・65歳未満の者の老齢厚生年金の名称
- 老齢厚生年金・・・65歳到達時点で切替手続完了済の老齢年金の名称
- **一般組合員**・・・**公務員**の被用者年金制度に加入している者（本務者・再任用ワタシ・任期付等）

《例》 令和4年度末に「**一般組合員**」の資格を喪失する者 ※臨時的任用職員は令和4年10月1日以降「短期組合員」のため手続不要



（※） 特別支給の老齢厚生年金の受給権者で、未だ請求手続が完了していない場合は、年金請求手続完了後に「**退職改定**」の事務処理を行いますので、通常を送金日に間に合わない可能性があります。予め御了承ください。